附則第三十三条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る固定資産税等の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第三十三条の二　法附則第五十六条の二第三項に規定する線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場設備及び車庫構築物とする。

2　独立行政法人中小企業基盤整備機構が法附則第五十六条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する市町村の長に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条に二項を加える改正規定は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十の四（新令第四十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十三年一月一日以後にした新令第七条の十の四に規定する費用の支出について適用し、同日前にした改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第七条の十の四（旧令第四十八条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する費用の支出については、なお従前の例による。

2　新令第七条の十三の三の規定は、平成二十三年一月一日以後にした同条第一項に規定する支出について適用し、同日前にした旧令第七条の十三の三第一項に規定する支出については、なお従前の例による。

3　新令第四十八条の六の二の規定は、平成二十三年一月一日以後にした同条第一項に規定する支出について適用し、同日前にした旧令第四十八条の六の二第一項に規定する支出については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条　新令第三十五条の三の六の規定は、平成二十三年一月一日以後にした同条に規定する費用の支出について適用し、同日前にした旧令第三十五条の三の六に規定する費用の支出については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条　新令附則第三十一条第三項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号）による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第五十一条第三項に規定する被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2　平成二十三年四月二十一日における新法附則第五十一条第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であって同年三月十二日において新法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であった区域は、新令附則第三十一条第六項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、同項第一号中「法附則第五十一条第六項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。次項において「改正法」という。）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第六項」と、「同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第一項から第五項まで又は地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百九十二号）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される前項」と、「第六項まで」とあるのは「第五項まで又は改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第六項」とする。

（地方税法施行令の一部改正）

第五条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十一条第三項」を「地方税法附則第五十一条第四項」に、「新令附則第三十一条第三項から第五項まで」を「地方税法施行令附則第三十一条第四項、第五項及び第七項」に、「新令の規定」を「同令の規定」に改め、同条の表附則第三十一条第三項の項中「附則第三十一条第三項」を「附則第三十一条第四項」に、「附則第五十一条第三項」を「附則第五十一条第四項」に改め、同表附則第三十一条第四項の項中「附則第三十一条第四項」を「附則第三十一条第五項」に、「附則第五十一条第四項」を「附則第三十一条第五項」に改め、同表附則第三十一条第五項の項中「附則第三十一条第五項」を「附則第三十一条第七項」に、「若しくは第二項又は」を「から第三項まで」に、「第三項若しくは前項」を「第四項若しくは第五項又は前項」に、「第四項まで」を「第六項まで」に、「附則第五十一条第三項若しくは第四項」を「附則第五十一条第四項若しくは第五項又は同条第六項」に改める。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百九十三号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第七十四条、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第八条の二、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第二十四条及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改める。

一　国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十七号）附則第二条第四項及び第四条（見出しを含む。）

二　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十八条の二の見出し及び同条第一項並びに第十九条の二（見出しを含む。）

三　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）附則第八条の二の見出し

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の三の見出し中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条中「及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。